

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：34424

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06757

研究課題名（和文）鎌倉幕府の九州支配の展開に関する実態的研究

研究課題名（英文）A study of Kamakura Shogunate's Kyushu control

研究代表者

前田 英之（Maeda, Hideyuki）

梅花女子大学・文化表現学部・講師

研究者番号：80756099

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、鎌倉幕府による九州支配について、鎌倉前・中期（モンゴル襲来以前まで）を対象に段階的に跡づけた。先行研究では、鎌倉幕府が、九州を管轄する地方行政機構であった大宰府を掌握した点が重視されてきた。この通説を再検討するため、大宰府を通じて九州諸国を対象に賦課された造宇佐宮役を検討し、鎌倉期における徴収方式を実態的に明らかにした。これに九州荘園（宇佐弥勒寺領など）の検討をあわせて、荘園制の支配系列を通じた幕府の九州支配のあり方を示した。

研究成果の概要（英文）：This study traced the Kamakura shogunate's rule of Kyushu in the early Kamakura period to the middle term (until Mongolia attacked). Prior research has been focused on the fact that the Dazaifu大宰府 was taken over by the shogunate. In order to reconsider this point, I analyzed Zou-Usagu-yaku造宇佐宮役 and Mirokuji Manors弥勒寺領. And I showed control of the shogunate using the dominant system of the Shoen system荘園制.

研究分野：日本中世史

キーワード：鎌倉幕府 平家 九州 荘園制 造宇佐宮役

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 先行研究の動向

本研究が対象とした鎌倉前・中期における鎌倉幕府の九州支配について、先行研究が注目してきたのは、おおよそ以下①～③の支配系列であった。

①：大宰府機構

②：守護

③：地頭制

①については、鎌倉幕府の成立以前、朝廷による九州支配を担ってきた大宰府の権限を、幕府がどのようにに接收したかという点が論じられてきた(石井進『日本中世国家史の研究』岩波書店、1970年)。②九州各国に設置された守護については、検断沙汰・雑務沙汰や裁判権などの面で、他地域の守護と比較して広範な職権を保持したことが指摘されている(佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、1993年)。①②が、九州全域もしくは一国規模の広域的な支配回路である一方で、九州荘園には③「惣地頭-小地頭」という特殊な地頭制が展開して幕府の支配を支えてもいた。すなわち、九州の在来御家人の上に東国御家人が地頭に補任されて「惣地頭」と呼称され、在来御家人らは惣地頭の下で「小地頭」と呼ばれてその統制を受けることになっていたのである(安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』山川出版社、1961年。瀬野精一郎「鎌倉幕府による鎮西特殊立法について」『御家人制の研究』吉川弘文館、1981年)。九州御家人の統率には、②守護と③惣地頭が補完してあたっていたとされる(工藤敬一「鎮西における鎌倉幕府地頭制の成立」『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版、1992年)。

以上の①～③は、平安時代後期の九州地域の歴史的条件を踏まえ、それとの関係から幕府の支配を位置づけたものと言える。①大宰府機構については、平家滅亡後、幕府は平家段階の支配権限を接收したこと。②守護については、平家関係者を駆逐する必要から、他地域に比べて権限が強化されたこと。③惣地頭については、平家を支持してきた武士が多かった状況に対処する必要から、九州御家人の上に東国御家人が補任されたこと、が指摘されている。すなわち、鎌倉幕府の九州支配は、平安後期の九州が「平家勢力圏」であったことを前提に構築されているのである。

### (2) 本研究の視点

研究代表者は、平安時代後期の荘園制の展開について、平家政権との関係に注目して研究を進めてきた。九州については、上記(1)に示した先行研究の動向と関わって、①従来、大宰大式平清盛・平頼盛の下で平家の大宰府支配が展開したと考えられてきたが、清盛・頼盛の大式任期は短期間にとどまるもので(清盛：1158年8月～1160年12月、頼盛：1166年7月～1168年11月)、鎌倉幕府による権限吸収の客体として有効な実態を持つ

ていたかは疑わしいこと。②治承3年(1179)政変で成立した平家政権の下で確立した宇佐宮領が、中世を通じた同領の原型となったことを論じた(「平家政権の成立と宇佐宮領」『鎌倉遺文研究』32、2013年)。従って、鎌倉幕府の九州支配の前提として平家の九州支配を位置づけることには慎重を期すべきであろう。また、平家との関係が深かった所領であっても、必ずしも幕府からの厳しい統制を受けたわけではなかった点にも留意しておく必要がある。

加えて近年では、長らく鎌倉幕府による全国支配の通説的理解とされてきた「幕府・守護による国衙権限吸収」という見方に対して見直しの必要が主張されている(小原嘉記「西国国衙における在庁官人制の解体」『史林』89-2、2006年。熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」『日本史研究』547、2008年など)。石井進氏の通説が重要な論拠の一つとした①大宰府権限の吸収について再検討を加える本研究は、通説の検証に一定の寄与が見込めるといえる点でも学術的意義があると考えた。

以上を前提に、鎌倉幕府の九州支配について今一度実態的に捉え直すべき研究段階にあるとの認識から、本研究は出発した。

## 2. 研究の目的

本研究は、鎌倉幕府による九州支配について、平安時代後期(12世紀後半)からの連続面・断絶面に注意しながら、鎌倉時代前・中期までを射程に段階的に跡づけることを目的とする。

なお、幕府の九州支配は、鎌倉時代後期に設置された鎮西探題のもとで整備・統合されたことが指摘されている(村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」『アジアのなかの中世日本』校倉書房、1988年など)。上記の作業によって、その前段階について具体化することを目指した。

## 3. 研究の方法

本研究は、平成27～28年度の2ヶ年の期間で実施した。

分析にあたり、鎌倉幕府の九州支配の展開過程を実態的に示すため、時期を下記のⅠ～Ⅲ期に区分して作業を進めることにした。

Ⅰ期：平安時代後期(12世紀までの大宰府による九州支配～平家政権期～治承・寿永内乱期)

Ⅱ期：鎌倉時代初期(治承・寿永内乱期～建久年間)

Ⅲ期：鎌倉時代前・中期(建久年間～モンゴル襲来)

各時期を研究する際、目標としたのは以下の点である。

Ⅰ期については、研究代表者のこれまでの研究成果を前提に、改めて①大宰府機構を通

じた朝廷による九州支配のあり方を確認することを旨とした。これにより、平安後期の大宰府が、鎌倉幕府による権限吸収の客体たりえたのか見きわめることを試みた。

Ⅱ期は、幕府の九州支配が開始される時期であり、現地で大宰府機構に介入した天野遠景、遠景の跡を継承した中原親能、大宰府の現地指揮権を接収した武藤氏（少弐氏）に関する研究成果が蓄積されている（佐藤・石井前掲書。瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』吉川弘文館、1975年。川添昭二「鎌倉時代の筑前守護」『九州中世史の研究』吉川弘文館、1983年ほか）。本研究では、①大宰府機構、②守護の役割に注目した上記の成果を整理して、その上で平家関係者が没官された後に設置された③惣地頭に分析を加えることにした。既に、大宰府機構を接収することで展開したと評価されてきた天野遠景による九州支配は、遠景が地頭職を所持した地域に規定されたものであったことが指摘されている（清水亮「初期鎌倉幕府の九州支配における没官領地頭の意義」『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、2007年）。こうした成果に学びながら、①大宰府機構への介入を指標に評価されてきた幕府の九州支配のあり方を改めて検討していくことにした。

Ⅲ期については、Ⅰ・Ⅱ期の検討結果を踏まえて、モンゴル襲来以前までの史料収集を行い、鎮西探題が設置される前段階の実態を捕捉することを目指した。

平成27年度は、Ⅰ・Ⅱ期についての作業を集中的に進めた。関連史料を自治体史、古記録・古文書集や『吾妻鏡』・軍記物語などから網羅的に収集して、分析を加えた。

平成28年度は、Ⅲ期の史料収集を進めるとともに、前年度から継続して集めてきた史料とあわせて整理してまとめた。

なお、収集した史料の分析に当たっては、具体的なイメージを得ておく必要があるため、関係史跡の現地調査を計2回実施した。本研究において重要な位置を占める宇佐宮とその周囲の式年遷宮に関する史跡（大分県）や田染荘・長嶋荘・神崎荘など九州の荘園故地（大分県・佐賀県）を訪れて知見を深めたほか、一国平均に賦課された異国警固番役で築かれた元寇防塁跡（石築地）を見学し（福岡県）、史料読解に活かした。

#### 4. 研究成果

##### (1) 造宇佐宮役の研究

本研究が対象とする鎌倉時代、宇佐宮では、33年周期で神殿を造替する式年遷宮が行われ、その用途は「造宇佐宮役」として九州諸国を対象に一国平均役として賦課されていた。鎌倉幕府成立後、大宰府に設置された行事所（造宇佐宮役の催促や遷宮儀式を担当）の奉行人を天野遠景や武藤氏の歴代当主が勤めたことから、幕府による大宰府（国衙）権限の吸収を示す論拠の一つとされてきた。

本研究では、まずは造宇佐宮役の賦課・徴収に関する史料を『宇佐神宮史』や各自治体史および『鎌倉遺文』、同時期の古記録などから網羅的に収集した。それらを整理して検討を加えた結果、下記①～③を明らかにすることができた。

①鎌倉期の造宇佐宮役の賦課・徴収に際しては、建久4年（1193）官宣旨に定められた原則に基づき、建久遷宮時の済例に従う方針が鎌倉期を通じて継続していた。

②建久遷宮が遂行された時期は、鎌倉幕府が九州における治承・寿永内乱の戦後処理を進めていた時期に該当し、没官措置や地頭制の平時定着が図られていた。幕府は、地頭による没官地知行や御家人制の編成におけるいわば「踏み絵」として造宇佐宮役を位置づけ、対捍者については厳しく取り締まる姿勢をとっていた。

③その結果、建久遷宮後の鎌倉期に計4回にわたって実施された式年遷宮においても、幕府は、地頭設置所領で対捍が発生した場合、譴責を加え続けることになった。

造宇佐宮役の先行研究では、幕府の徴収責任や徴収範囲が拡大したことが指摘されている（田中健二「鎌倉幕府の社寺造宮—宇佐八幡宮を中心として—」川添昭二編『九州中世史研究 第一輯』文献出版、1978年）。その背景には、建久遷宮時に設定された原則が鎌倉期を通じて継承されたこと、地頭制の展開にともない（承久の乱（1221）後、九州における没収地が増大したことが指摘されている。中野幡能『増補版 八幡信仰史の研究』吉川弘文館、1975年）、譴責対象となる対捍した地頭が増大したことがあったわけであり、それは幕府が造宇佐宮役の徴収に体制的に関与するようになったことを意味しない。従って、造宇佐宮役の徴収を論拠に、幕府が大宰府権限を吸収したとする見方には、慎重であるべきだと考える。

なお、造宇佐宮役に関する検討結果の詳細は、2017年度刊行予定の拙著『平家政権と荘園制』に論文「鎌倉期造宇佐宮役の研究」（第7章）と題して収録する形で公表することにした。

##### (2) 宇佐弥勒寺領の研究

宇佐宮境内に所在する神宮寺として知られる宇佐弥勒寺は、九州最大規模の所領群を有していた。弥勒寺では、11世紀初頭に元命（弥勒寺講師職）と藤原道長とが提携したことによって撰関家御願の喜多院を皮切りに伽藍の拡張が進み、それと同時期に喜多院領という形をとって膨大な所領群が形成されたことが指摘されている（飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立」十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』東京堂出版、1993年。同『八幡神とはなにか』角川選書、2004年〔2014年再刊〕。12世紀末の作成とされる「弥勒寺喜多院所領注進」（『大日本古文書石清水文書』2-432）には、100ヶ所以上の

所領名が記載されている。これらのうち、その他史料で確認できる所領と、「注進」以外の史料から検出できた所領名を合わせると、計 89 ヶ所であった。

本研究では、弥勒寺領の一覧表を作成し、11 世紀初頭に成立した弥勒寺領の院政期～鎌倉期にかけての経過を明らかにすることを目指した。そのため、関係史料を石清水文書や各自治体史、『平安遺文』『鎌倉遺文』、同時期の古記録などから網羅的に収集して整理・検討を行った。その結果、代表的な九州荘園の一つである弥勒寺領の 12～13 世紀における展開について見通しを得ることができたと考えている。

但し、(2)については、本研究の期間中に論文として公開することはできなかった。引き続き作業を進めて、早急に成果を公開できるよう努めたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

①前田英之、「平重盛と朝廷儀礼」、『梅花女子大学文化表現学部紀要』、査読無、12 号、2015 年、40-57 頁。

[https://baika.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=40&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=26](https://baika.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=40&item_no=1&page_id=13&block_id=26)

②前田英之、「書評：上杉和彦著『鎌倉幕府統治構造の研究』」、『日本歴史』、査読無、816 号、2016 年 5 月、99-101 頁。

③前田英之、「2016 年度の歴史学会 回顧と展望：三 社会・経済 中世前期」、『史学雑誌』、査読無、126 編第 5 号、2017 年 5 月、[頁数未定]。

〔学会発表〕(計 1 件)

①前田英之、「鎌倉期造宇佐宮役の研究」、第 7 回中世文化史研究会、2016 年 3 月 26 日、奈良女子大学(奈良県奈良市)。

〔図書〕(計 1 件)

①前田英之「鎌倉期造宇佐宮役の研究」、『平家政権と荘園制』、吉川弘文館、2017 年度、[頁数未定]。

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

前田 英之 (Maeda Hideyuki)

梅花女子大学・文化表現学部・講師

研究者番号：80756099

(2)研究分担者 なし

( )

研究者番号：

(3)連携研究者 なし

( )

研究者番号：

(4)研究協力者 なし

( )